

◎岡山県告示第二百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。
なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社大市珍味

住所 大阪府大阪市東住吉区住道矢田4丁目6番41号

氏名 代表取締役 檜崎 真治

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社大市珍味 岡山工場

所在地 岡山県苫田郡鏡野町市場15

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

(3) 排水口に関する事項

排水口番号	No.1		No.2		No. 9、12、15、26、32		No. 24、28、35、36、38~41		No.1		No.2	
	新設		新設		新設		新設		廃止		廃止	
区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	91	200	1	2	0	0	-	-	91	200	-	-
pH	5.8~8.6		5.8~8.6		5.8~8.6		-		5.8~8.6		-	
BOD (mg/L)	30	50	1	3	1	3	-	-	30	50	-	-
COD (mg/L)	20	30	1	3	1	3	-	-	20	30	-	-
SS (mg/L)	30	40	1	5	1	5	-	-	30	40	-	-
油分 (mg/L)	2	5	<0.5	1	<0.5	1	-	-	2	5	-	-
T-N (mg/L)	9	15	0.2	0.5	0.2	0.5	-	-	9	15	-	-
T-P (mg/L)	0.8	1	0.01	0.02	0.01	0.02	-	-	0.8	1	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	3000以下	3000以下	3000以下	3000以下	3000以下	-	-	0	3000以下	-	-

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

排水口番号	No. 8、10、11、14、16、19			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	—	—	0	0
p H	—		5.8~8.6	
BOD (mg/L)	—	—	1	3
COD (mg/L)	—	—	1	3
SS (mg/L)	—	—	1	5
油分 (mg/L)	—	—	<0.5	1
T-N (mg/L)	—	—	0.2	0.5
T-P (mg/L)	—	—	0.01	0.02
大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	3000以下	3000以下

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年5月2日から同月23日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び鏡野町役場

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

◎岡山県告示第二百五十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山中央病院

2 所在地

岡山市北区伊島北町六一三

二 認定年月日

令和五年五月一日

三 認定の有効期限

令和八年四月三十日

◎岡山県告示第二百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年五月二日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原第一クリニック

井原市高屋町一二七―一

令和五年五月一日

こころクリニック

倉敷市生坂二二五七―一

令和五年五月一日

あさのクリニック

総社市中央二―三―五

令和五年五月一日

仁徳会訪問看護ステーションのぞみ

総社市駅前一―六―一

令和五年五月一日

◎岡山県告示第二百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和五年五月二日

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

医療法人王慈会 王子脳神経外科医院 医療機関の名称

医療法人王慈会 王子脳神経外科医院

医療法人王慈会 おうじクリニク

令和五年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

◎岡山県告示第二百五十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 からふる
 - 2 所在地 津山市東一宮九八一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 合同会社コロレ
 - 2 主たる事務所の所在地 岡山市北区富田五〇八番地六
- 三 指定年月日 令和五年五月一日
- 四 事業所番号 三三五〇三〇〇二八五
- 五 サービスの種類 放課後等デイサービス

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

◎岡山県告示第二百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あぶろーち

2 所在地

都窪郡早島町早島三四七六番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人アプローチ

2 主たる事務所の所在地

倉敷市宮前三七二番地

三 指定年月日

令和五年五月一日

四 事業所番号

三三一二六〇〇一五二一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

◎岡山県告示第二百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所わーくここから

2 所在地

井原市高屋町三丁目三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ここから井原の会

2 主たる事務所の所在地

井原市井原町三五四番地五

三 指定年月日

令和五年五月一日

四 事業所番号

三三一〇七〇〇二五一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

◎岡山県告示第二百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ソーシャルインクルーホーム瀬戸内長船町

2 所在地

瀬戸内市長船町長船一〇〇番三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ソーシャルインクルー株式会社

2 主たる事務所の所在地

東京都品川区南大井六丁目二五番三号

三 指定年月日

令和五年五月一日

四 事業所番号

三三二一〇〇〇四四

五 サービスの種類

共同生活援助（日中サービス支援型）

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

◎岡山県告示第二百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

からふる

2 所在地

津山市東一宮九八一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社コロレ

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区富田五〇八番地六

三 指定年月日

令和五年五月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九二〇

五 サービスの種類

生活介護

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

◎岡山県告示第二百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所 瀬戸内長船町

2 所在地

瀬戸内市長船町長船一〇〇番三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ソーシャルインクルー株式会社

2 主たる事務所の所在地

東京都品川区南大井六丁目二五番三号

三 指定年月日

令和五年五月一日

四 事業所番号

三三一―二〇〇二五―

五 サービスの種類

短期入所

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

◎岡山県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工種

錦沖4北2

かんがい排水

三 認可年月日

令和五年四月十八日

◎岡山県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 保安林の所在場所
備前市閑谷字淵ヶ谷五一の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

◎岡山県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和五年五月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
倉敷市児島通生字狐谷一三三八の三九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
水道事業用地とするため

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

〔二二六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更後） 小売店舗追加

ア 名称 株式会社ネクサスエンタープライズ

住所 大阪府大阪市中央区日本橋二丁目七番一三号福永ビル二階A号室

代表者の氏名 代表取締役 原本 一正

イ 名称 株式会社マルタカ・サンクス

住所 埼玉県富士見市水子四九三六番地一号

代表者の氏名 代表取締役 中村 誠

4 変更年月日

令和四年十二月一日ほか

二 届出年月日

令和五年四月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年五月二日から同年九月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

〔二二七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和五年五月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

滝谷池土地改良区

二 認可年月日

令和五年四月二十四日

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

〔二二八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 地区名
山手地区 第2工区、第3工区
- 二 縦覧に供する書類
換地計画書
- 三 縦覧の期間
令和五年五月二日から同月二十三日まで
- 四 縦覧の場所
久米南町役場

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

〔二二九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）	測量の種類
令和五年三月三十一日	終了年月日

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

〔二三〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市唐松地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年四月二十五日から 同年五月三十一日まで	測量期間

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

〔二三一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市全域	測量区域
公共測量（空中写真測量）	測量の種類
令和五年三月十五日	終了年月日

〔11111〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年5月11日

岡田長良 守 伊原 豊 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
無線警ら車（4WD） 5台
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書、「無線警ら車（4WD）」仕様書及び岡山県警察車両共通仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 納入期限
令和6年3月22日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、調達物品の輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。ただし、自動車損害賠償責任保険の保険料、自動車重量税、自動車リサイクル料金及び自動車保管場所証明手数料は諸経費に含まれないこと。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7537

(2) 申請書の提出期限

令和5年5月30日(火) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7537

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年5月2日(火) から同年6月6日(火) まで (岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年6月15日(木) 14時50分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和5年6月14日(水)17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和5年6月6日(火)17時まで、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

令和5年5月2日 岡山県公報 第12494号

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Radio patrol car (4WD) 5 unit
- (2) Delivery date :
By 22 March (Friday), 2024
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
2:50 P.M. 15 June (Thursday), 2023
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies
Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7537